

2006年度
民事執行・保全法講義
第10回

関西大学法学部教授
栗田 隆

目次

1. 保全執行
2. 仮差押えの執行とその効力
3. 仮処分の執行とその効力

保全執行の要件（43条）

緊急性・暫定性に基づく特質がある

事項	保全執行（民保43条）	強制執行（民執法）
執行の基礎	保全命令の正本（1項条）	執行力のある債務名義の正本（25条）
執行文	命令に表示された当事者間では不要（1項）。	原則として必要（25条）
執行期間	債権者に送達されたときから2週間	原則として制限なし（例外59条8項など）
債務者への送達前の執行	可（3項）	原則として不可（29条。例外55条9項など）

追加担保を提供しないことによる保全執行の 取消し（44条）

- 保全異議の申し立てにより、追加担保を立てることが保全執行の続行の条件とする裁判があった場合に（32条2項）、その提供がないと執行が取り消される。

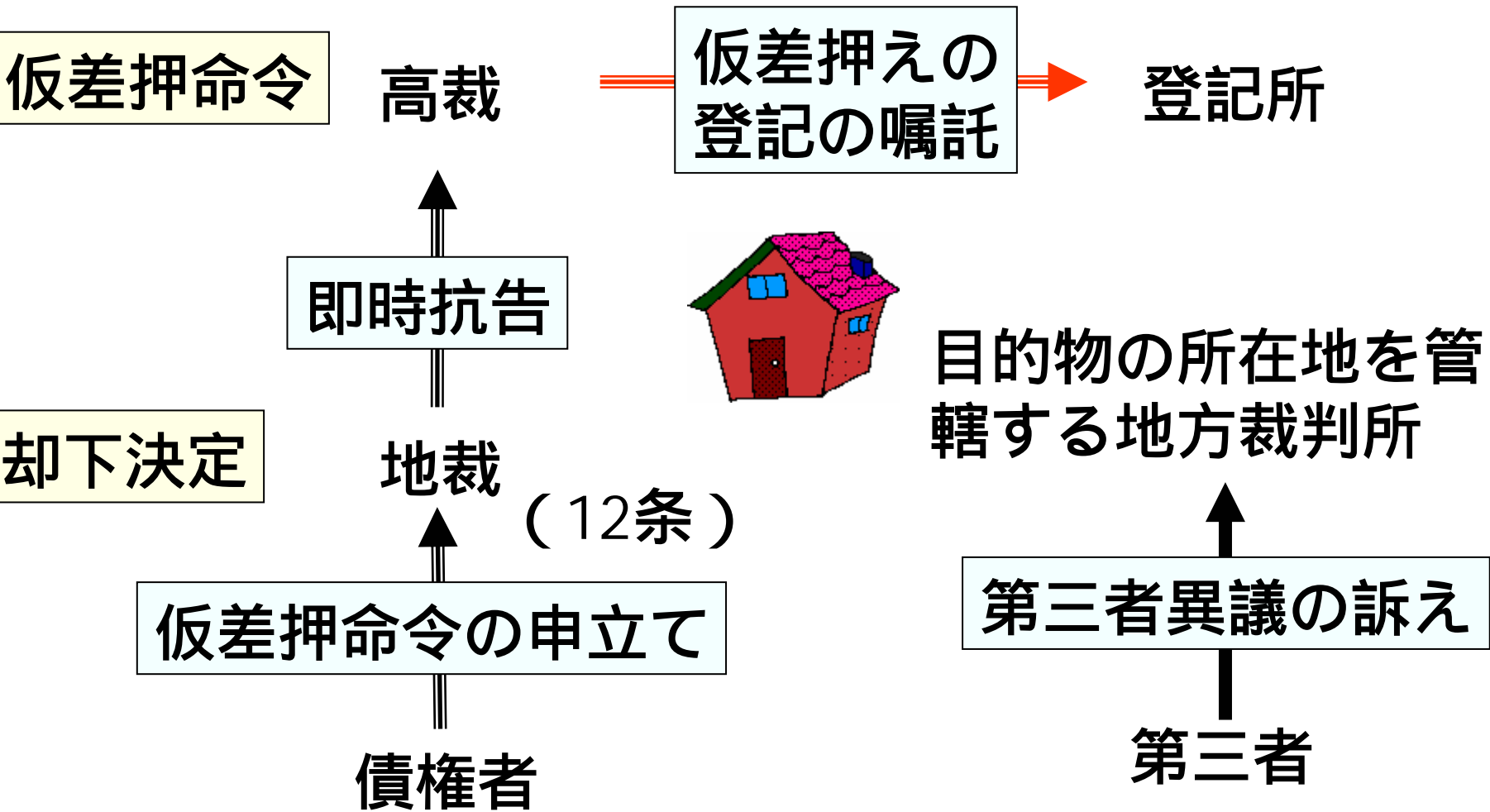
保全執行裁判所（2条3項）

- 裁判所が執行処分を行う場合 その執行処分を行う裁判所。例：
 1. 不動産の仮差押え登記による執行 発令裁判所（47条2項）
 2. 不動産の強制管理（47条5項・民執法44条1項）
- 執行官が執行処分を行う場合 その執行官が所属する地方裁判所。例：
 1. 動産の仮差押えの執行（49条1項）

第三者異議の訴えの管轄裁判所

- 原則 保全執行裁判所
- 特則 高等裁判所が保全執行裁判所となる場合には、仮差押えの目的物または係争物の所在地を管轄する地方裁判所

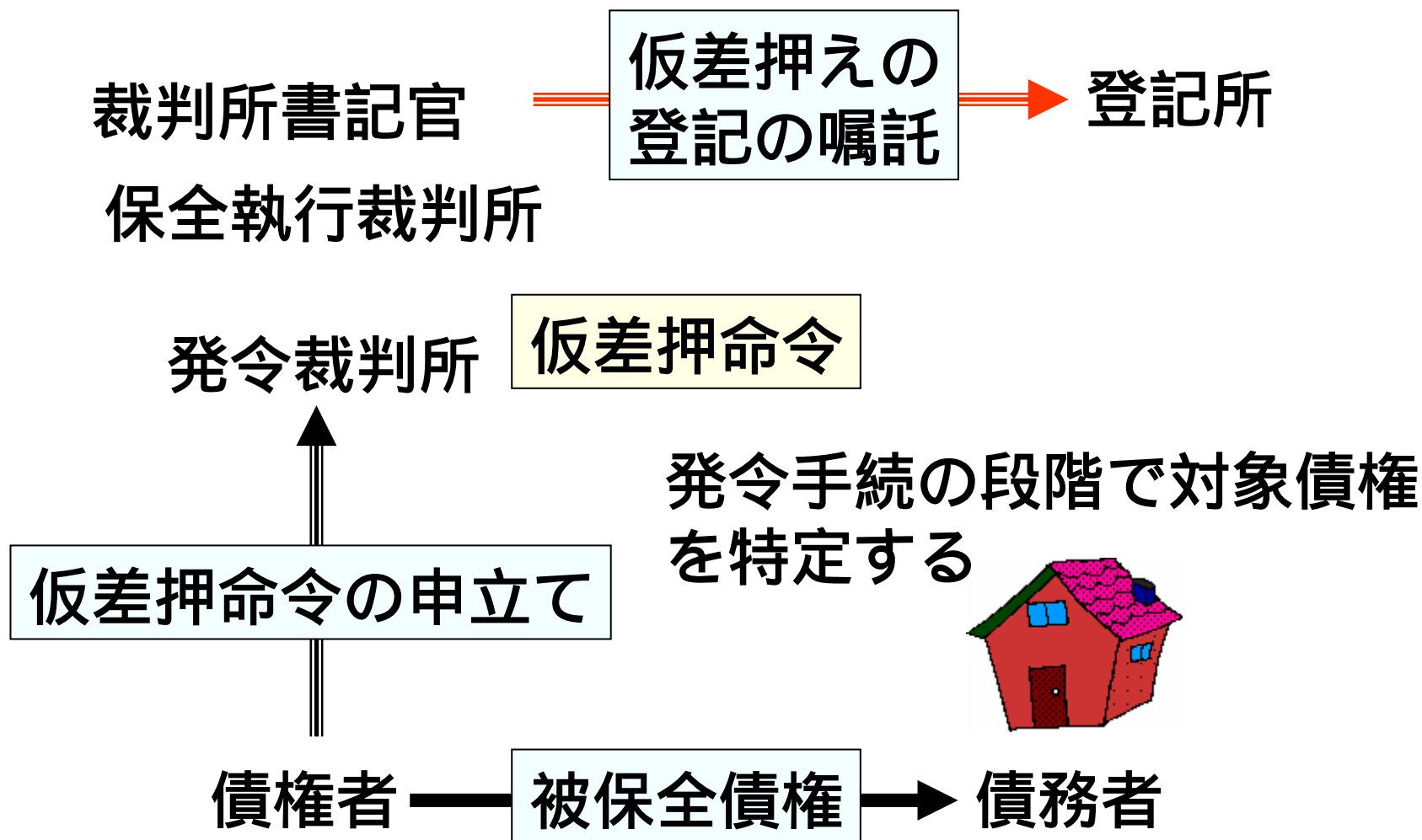
第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例（45条）



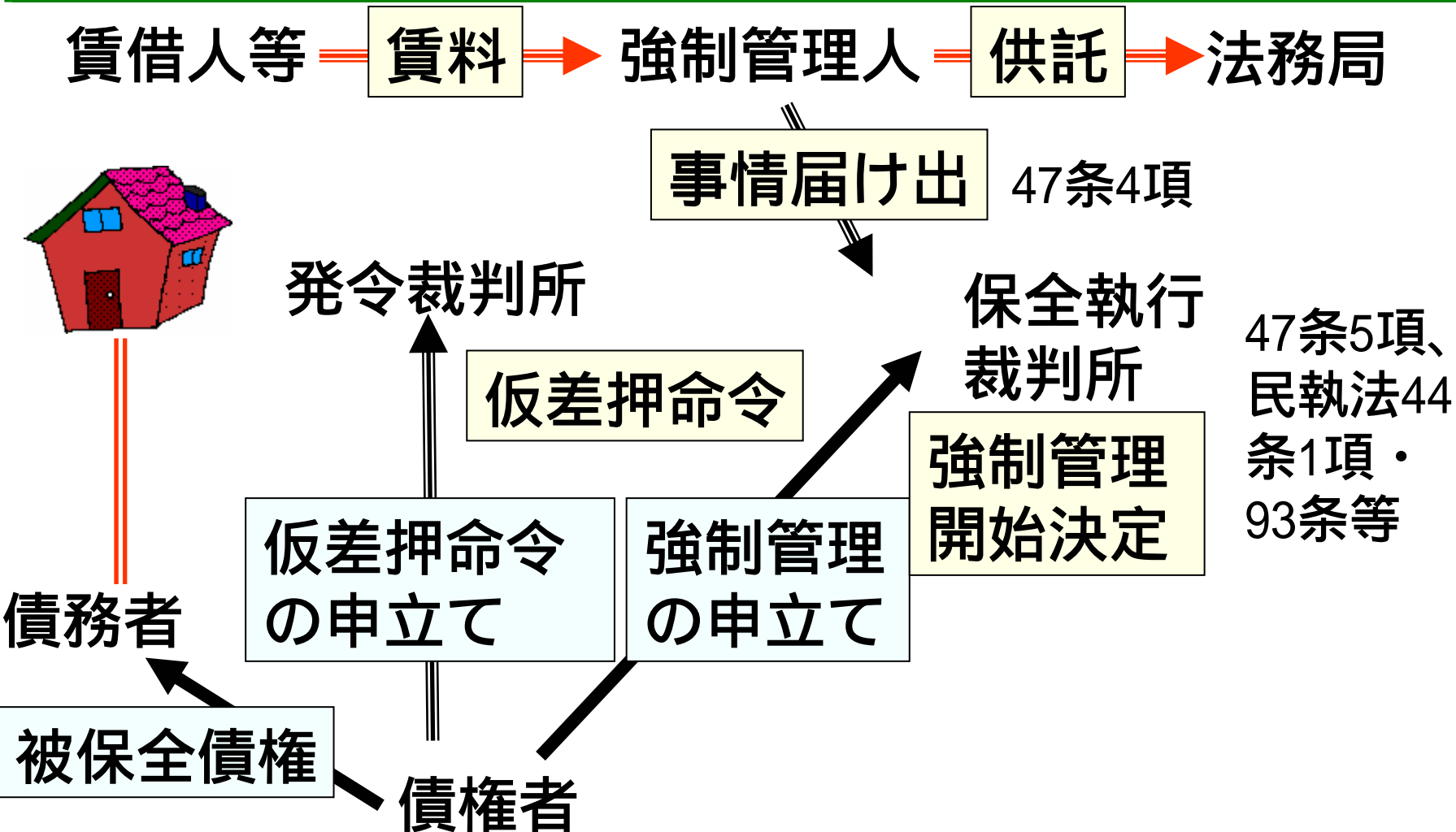
不動産に対する仮差押えの執行

- 執行方法
 1. 仮差押えの登記
 2. 強制管理

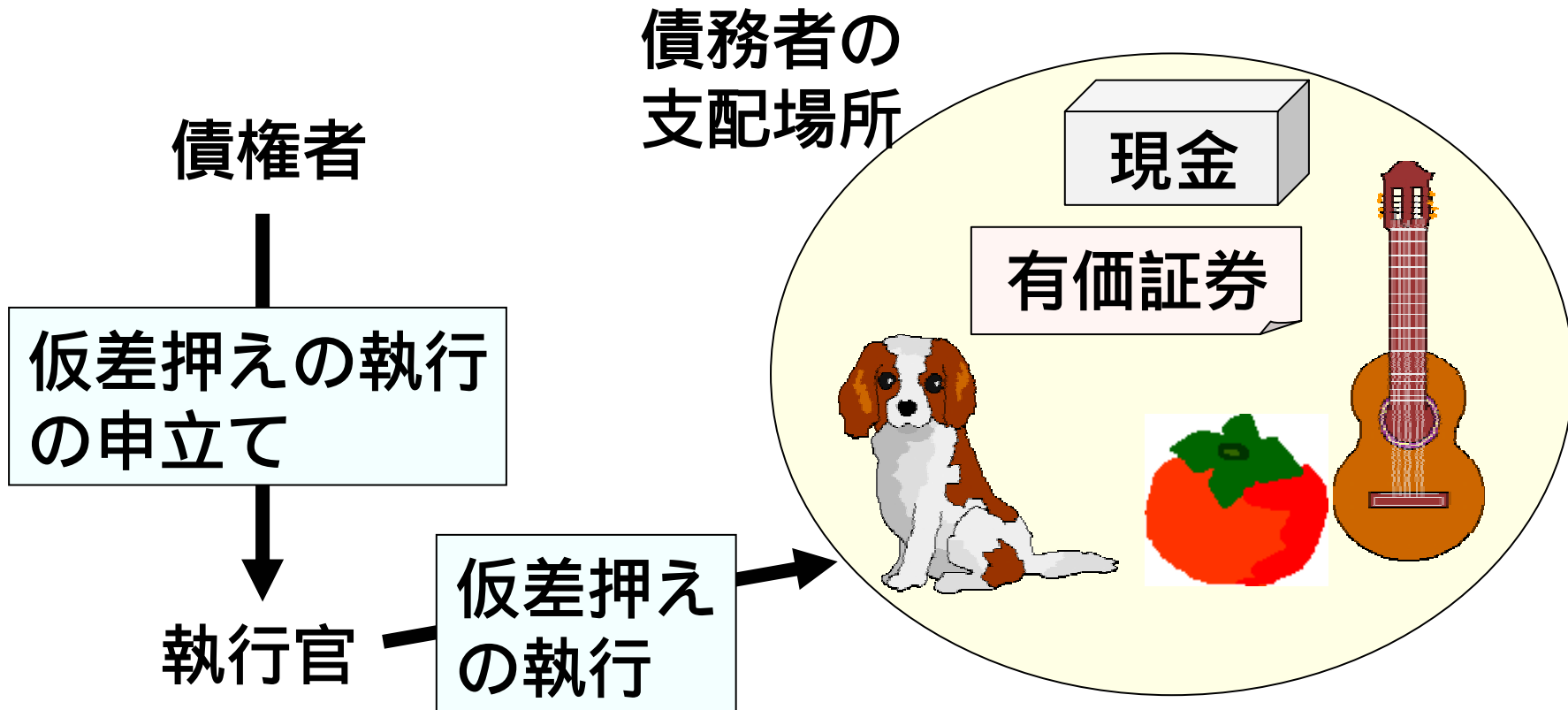
仮差押えの登記 (法47条)



仮差押命令に基づく強制管理



動産に対する仮差押えの執行（49条）



動産仮差押えの執行の方法（1）

執行官が目的物を**占有**する方法により行う



供託（49条2項前段）



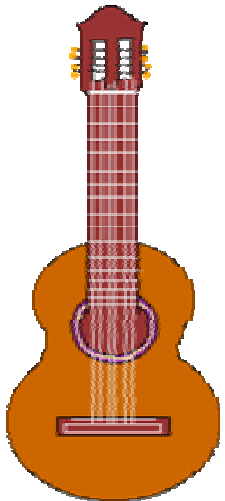
執行官が**保管**する。小切手類については、権利行使期間内に行使して、金銭を供託する（49条2項後段）。



著しい価格減少を生ずるおそれがあるものは、売却して、売得金を供託する（49条3項）

動産仮差押えの執行の方法（2）

執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差押物を保管させることができる。また、差押債権者または第三者に保管させることができる（法49条4項、民執法123条3項、規則40条・民執規則104条1項）。これらの場合には、差押えの表示をする。



2006/10/20

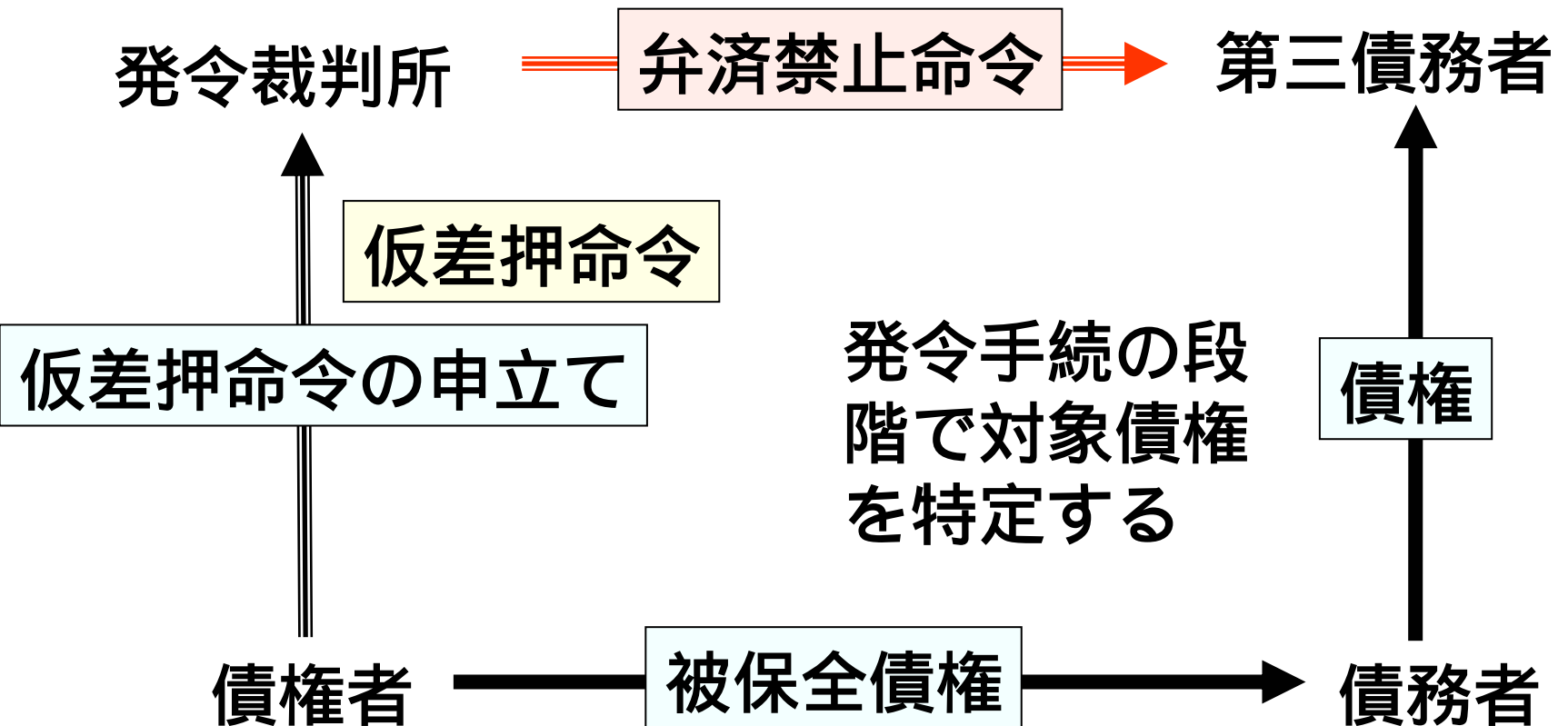
通常は、債務者に保管させるのが相当であろう。



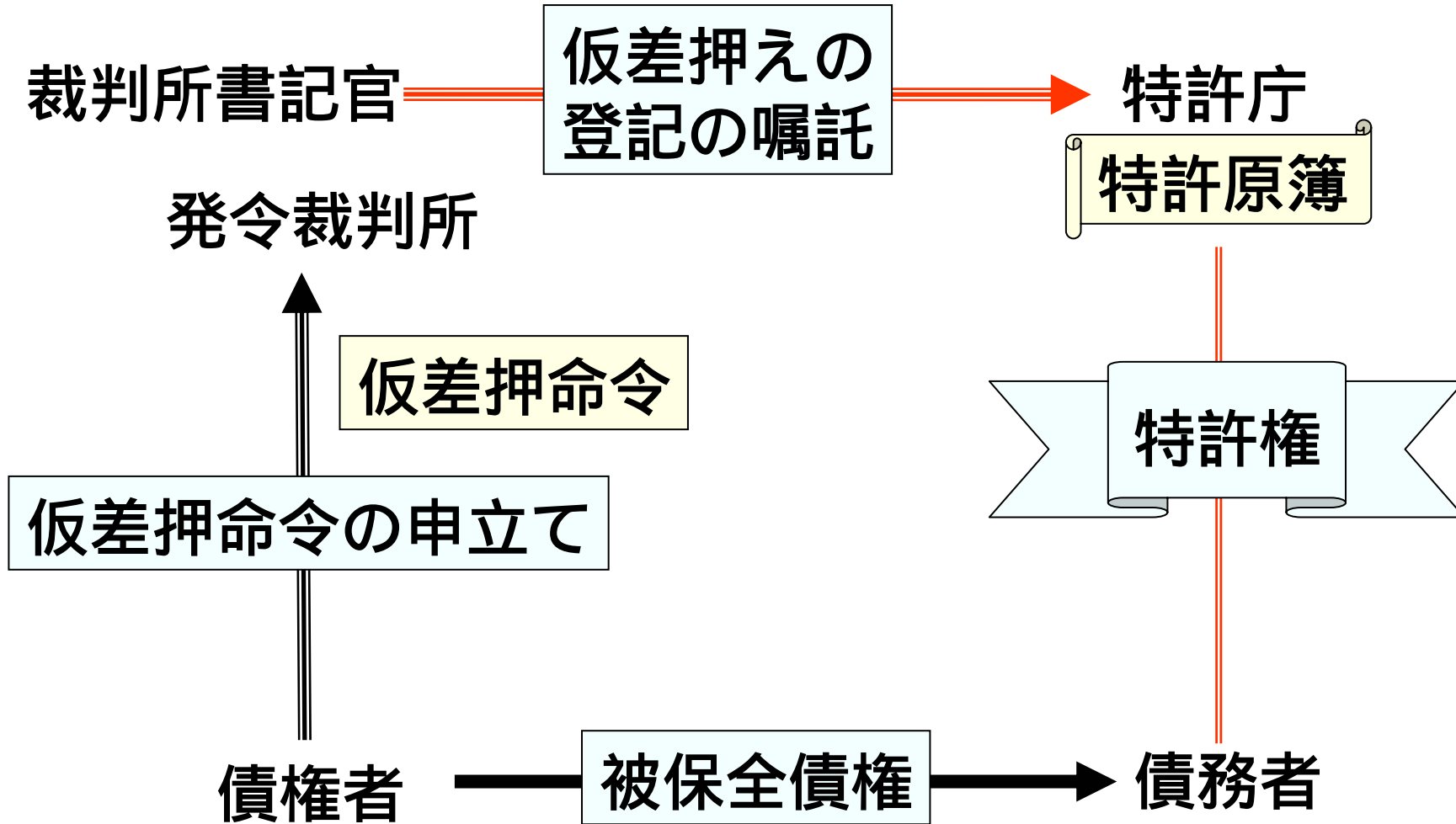
状況に応じて、債務者、債権者または第三者に保管させることになるう

債権に対する仮差押えの執行（50条）

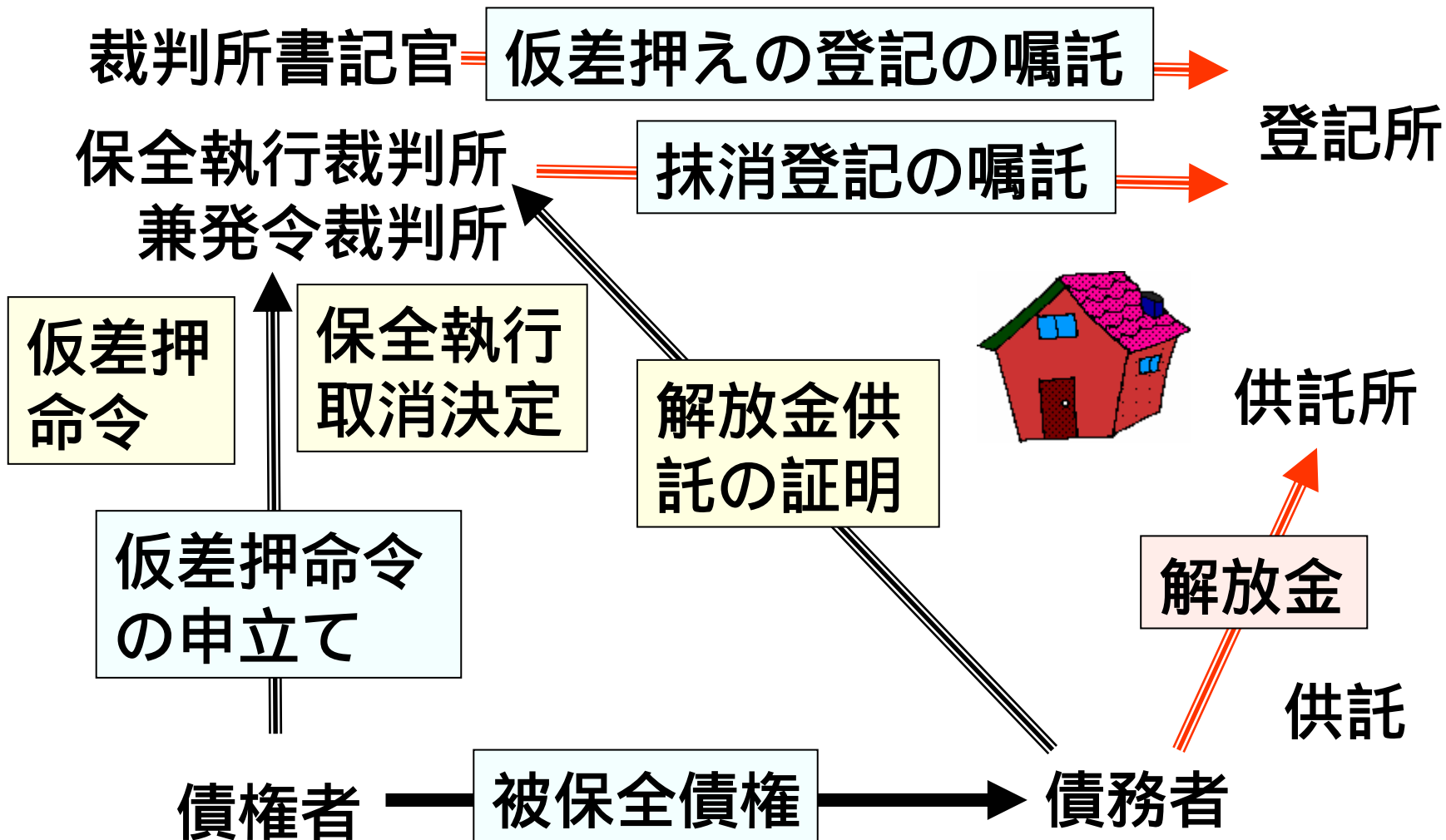
保全執行裁判所



特許権に対する仮差押えの執行 (法50条1項、民執法167条・48条等)



仮差押解放金の供託



仮差押えの執行の効力

不動産の仮差押えの場合

- 処分禁止の効力　　本執行が行われた場合に、仮差押え後になされた処分は執行債権者に対抗できない（民執法87条2項・59条2項）。
- 配当加入　　被保全権利が確定するまでは供託される（91条1項2号・92条1項）。
 1. 差押えの登記前に登記された場合は、当然に配当加入（民執法87条1項3号）。
 2. その後に仮差押えが執行された場合は、配当要求が必要（民執51条1項）

仮処分の執行に適用される規定（52条1項）

- 民事保全法第3章第3節の規定
- 仮差押えの執行に関する規定
- 強制執行に関する規定

給付を命ずる仮処分の執行（52条2項）

- 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなして、強制執行の例により執行する。
 1. 金銭の給付 民執法43条以下
 2. 不動産・動産の給付 民執法168条-170条
 3. その他の作為・不作為 民執法171条・172条
- 被保全権利の満足に至るので、満足的仮処分と呼ばれる。
- 仮の地位を定める仮処分としてなされる。

不動産の登記請求権を保全するための処分禁止仮処分

代金支払済み

買主
X

所有権移転登記請求権

売主
Y

処分禁止仮
処分の申請



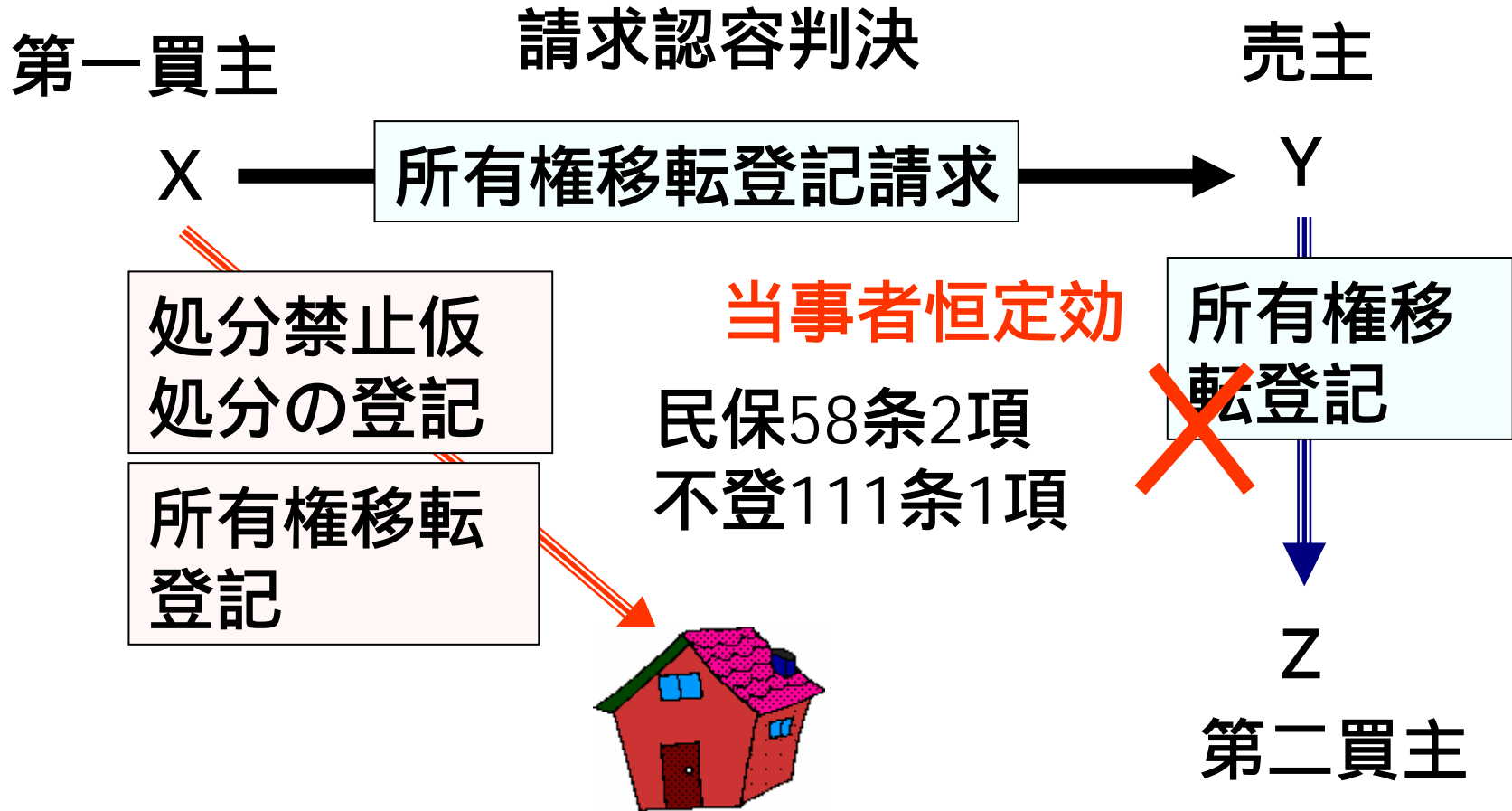
処分禁止
の登記

裁判所

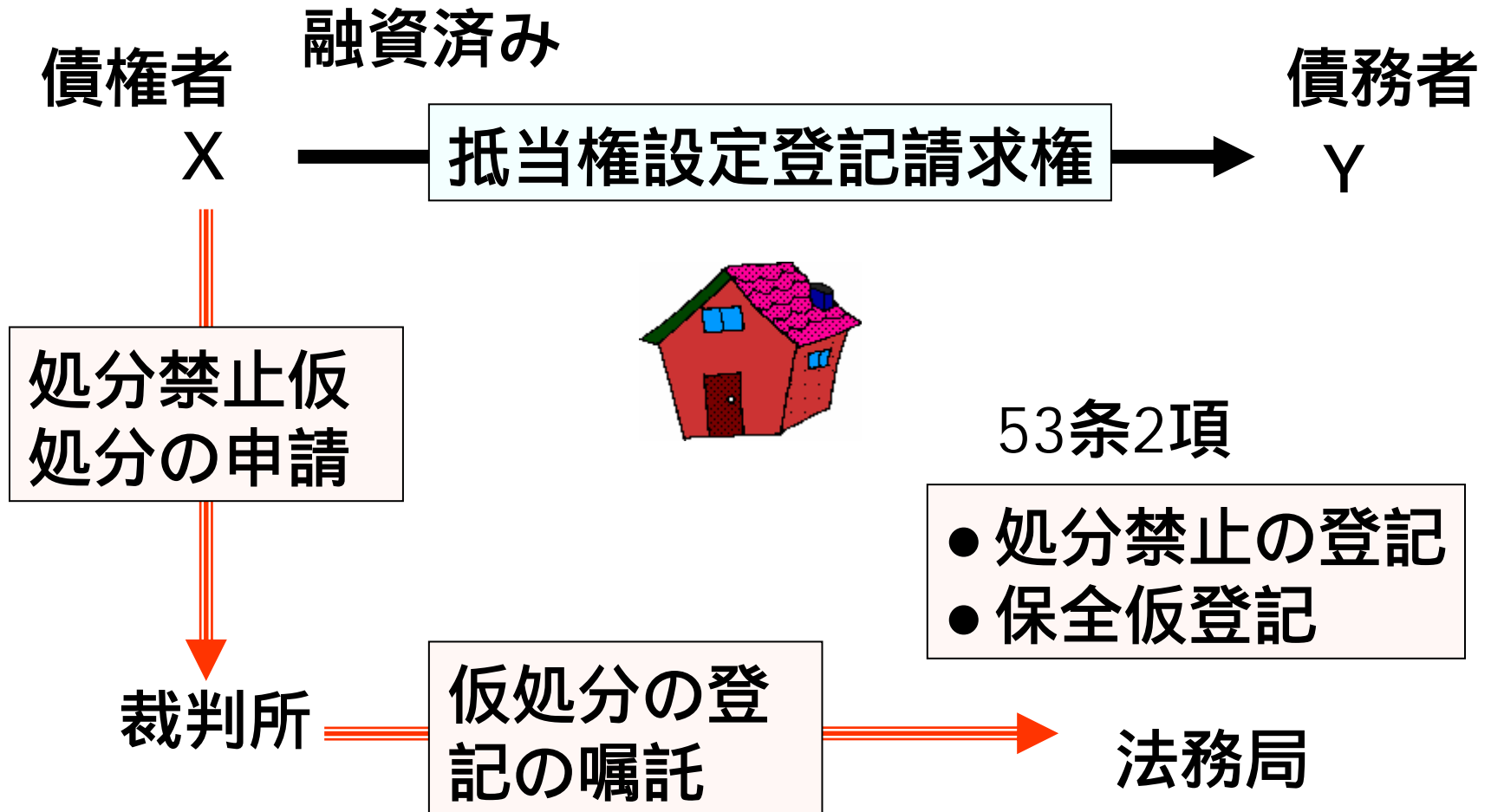
処分禁止仮処分の
登記の嘱託

法務局

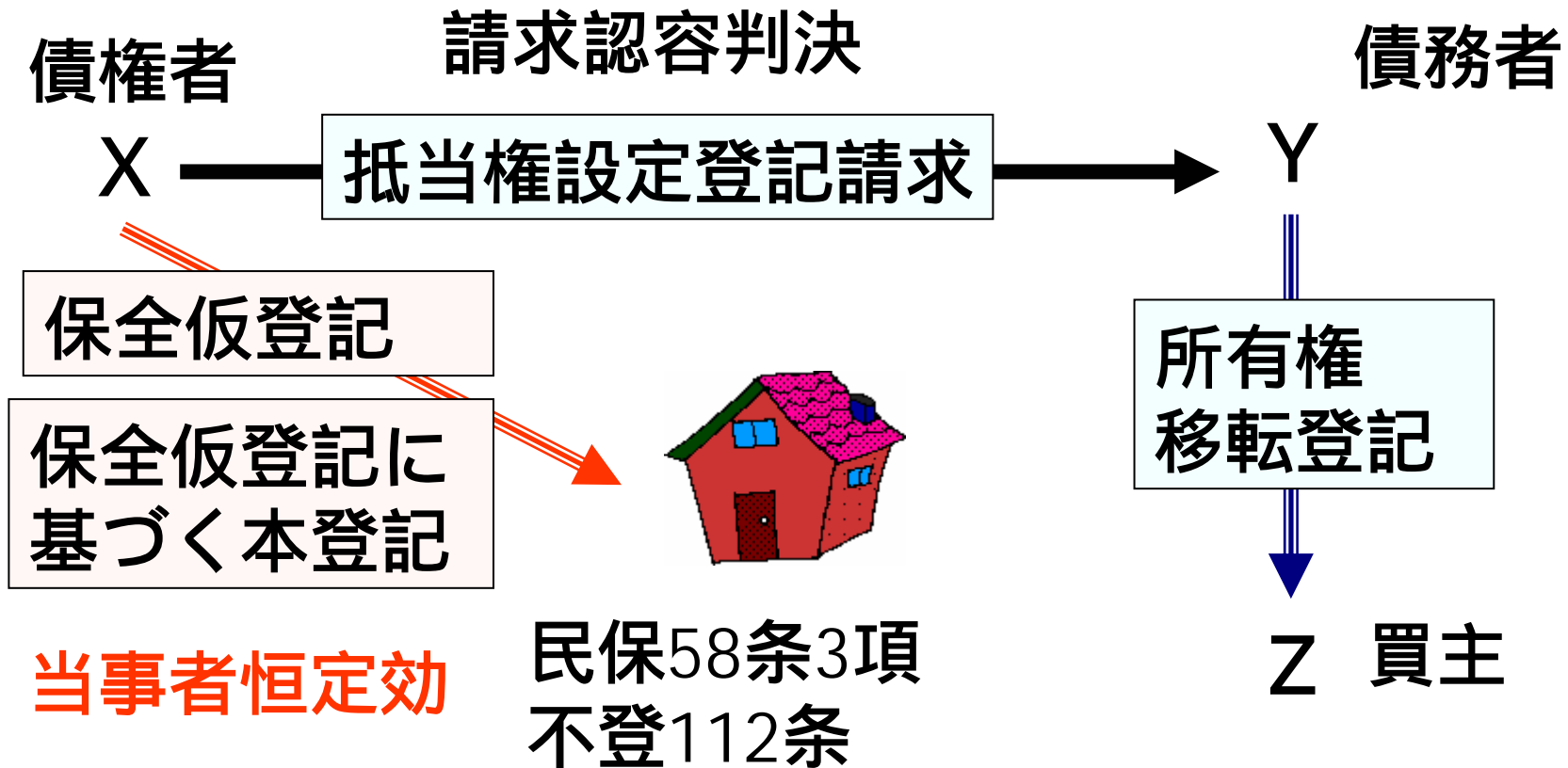
処分禁止仮処分の効力



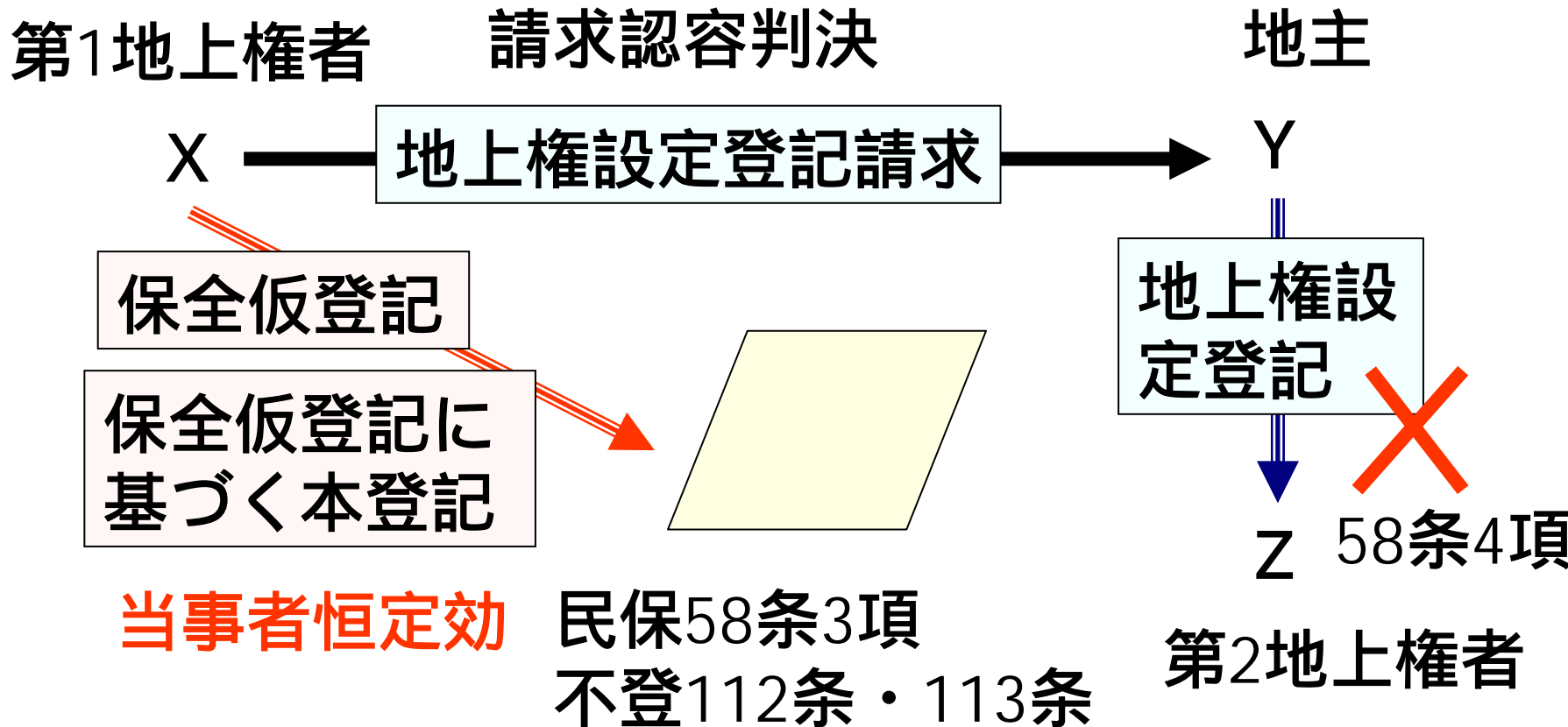
抵当権設定登記請求権を保全するための処分 禁止仮処分



処分禁止仮処分の効力



処分禁止仮処分の効力



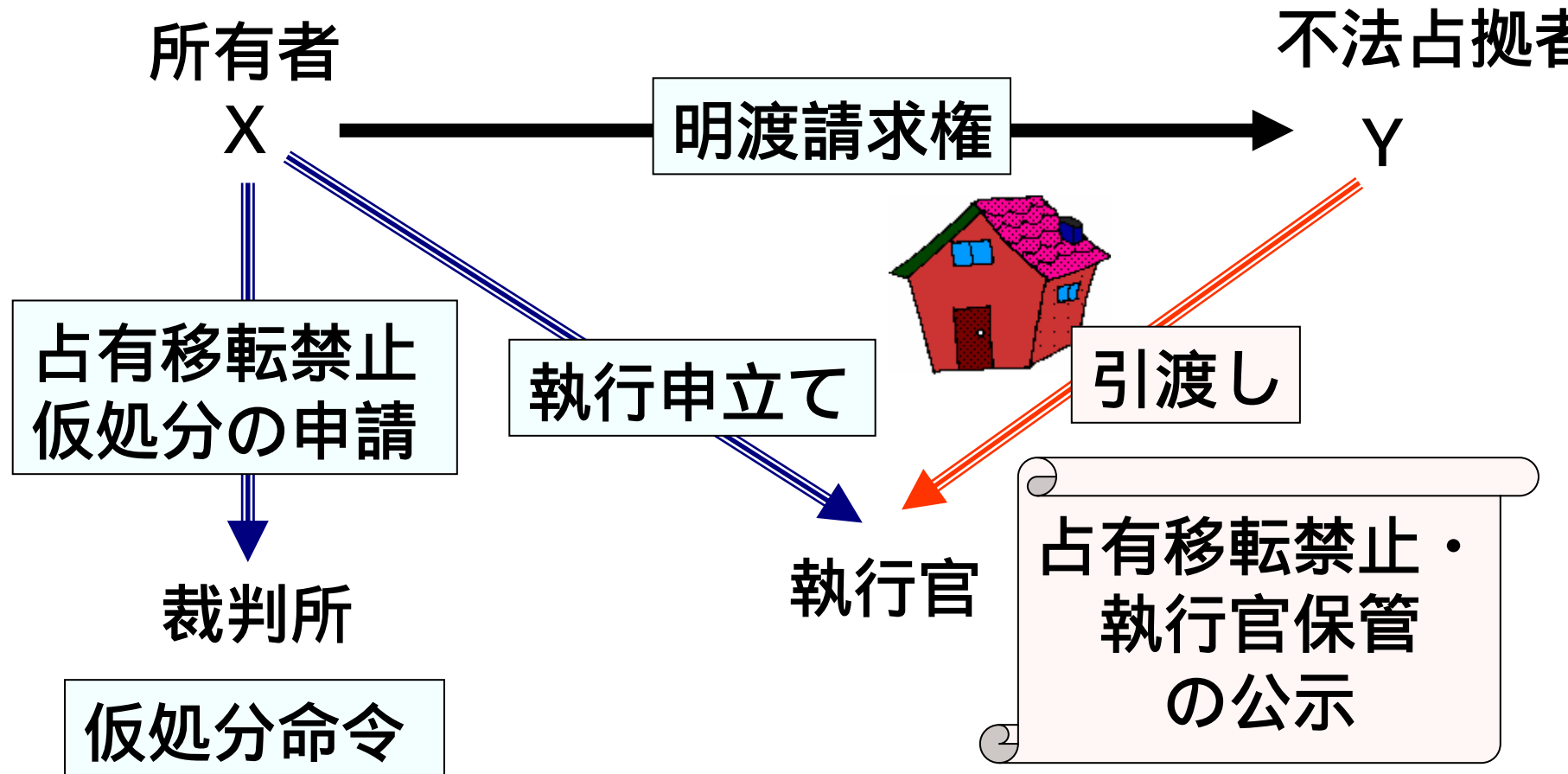
仮処分に残れる登記の抹消

- 58条2項または4項により登記を抹消するには、抹消される登記の権利者に予めその旨の通知をする（59条）。
- 通知したことの証明文書を提出すれば、仮処分債権者は、登記の抹消を単独で申請することができる（不登法113条）

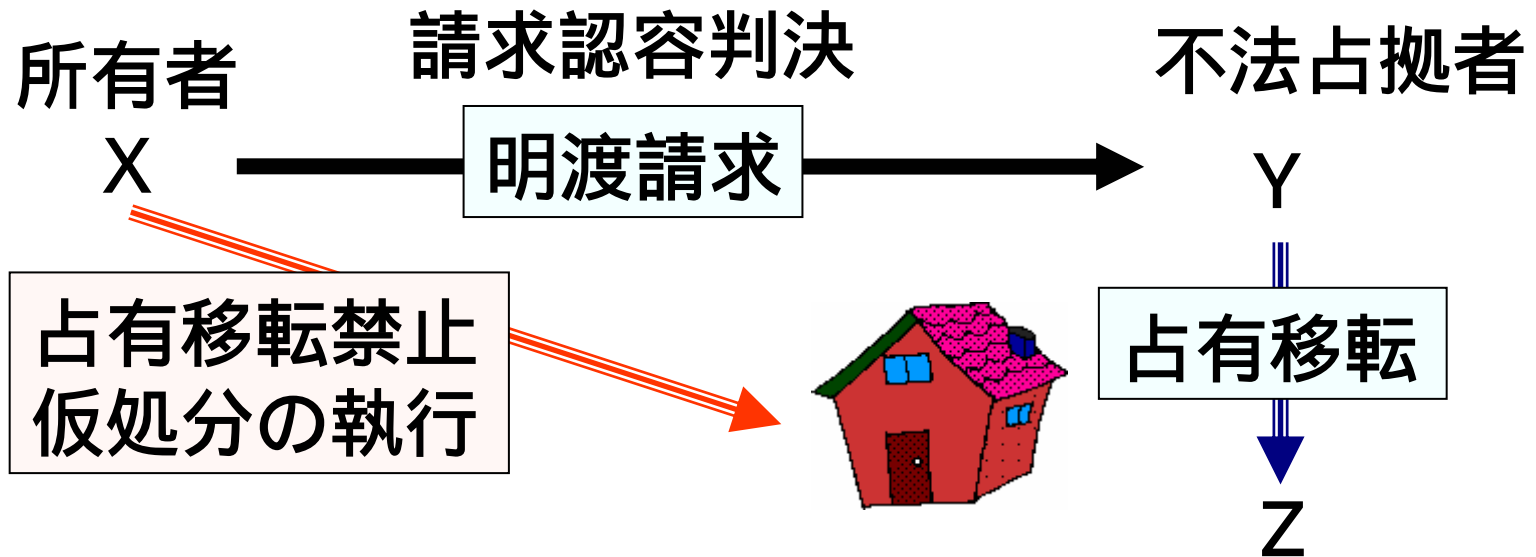
占有移転禁止の仮処分命令

- 被保全権利 引渡請求権・明渡請求権
- 仮処分命令の内容（25条の2第1項）
 1. 係争物の占有移転禁止
 2. 占有を解いて執行官に引き渡すこと
 3. 執行官による保管
 4. 占有移転禁止・執行官保管の公示
- 債務者の使用を許可することもできる（規則44条2項参照）。この場合には、執行官への引渡しは観念的となる（占有改定）。

占有移転禁止の仮処分命令の執行



占有移転禁止の仮処分命令の効力



Y に対する勝訴判決で Z に対して明渡し強制執行ができる（執行力の拡張。処分禁止の仮処分の**当事者恒定効**）。Z に対する承継執行文（民執27条2項）は必要。

執行力の主観的範囲の拡張（62条）

- 占有移転禁止の仮処分命令の執行を知って係争物を占有した者（1項1号）。悪意が推定される（2項）
- 占有移転禁止の仮処分命令の執行後にその執行を知らないで係争物について債務者の占有を承継した者（1項2号）

善意占有者

悪意占有者

債務者の占有を承継した者

63条により、27条2項による執行文付与に対する異議事由となる

執行文付与に対する異議事由

- 実体的異議事由（請求異議事由） 債権者に対抗することができる権原により当該物を占有していること
- 手続的異議事由（執行力拡張の要件の不充足）
 1. 仮処分の執行がされたことを知らず、かつ、
 2. 債務者の占有の承継人でないこと
- 1については、占有者が証明責任を負い、2については、債権者が証明責任を負う（占有者が債務者の占有承継人であることを証明しなければならない。反対説もある）。

債務者を特定しない占有移転禁止仮処分

- 執行妨害に対処するために、平成15年改正により導入された。
- 発令の段階では、債務者（占有者）を特定せずに発することができる。
- 執行の段階で、執行官が占有者を特定できれば、その者（占有を解かれた者）が債務者となる（25条の2第2項）
- 占有者を特定できなければ、執行できない（54条の2）。特定は、原則として、氏名その他によりする（規則44条の2参照）。

占有者特定手続の機能を有する

執行官の報告した事項に基づいて被告を特定すれば足りるとすべきである。

所有者

X

明渡請求の訴え

？

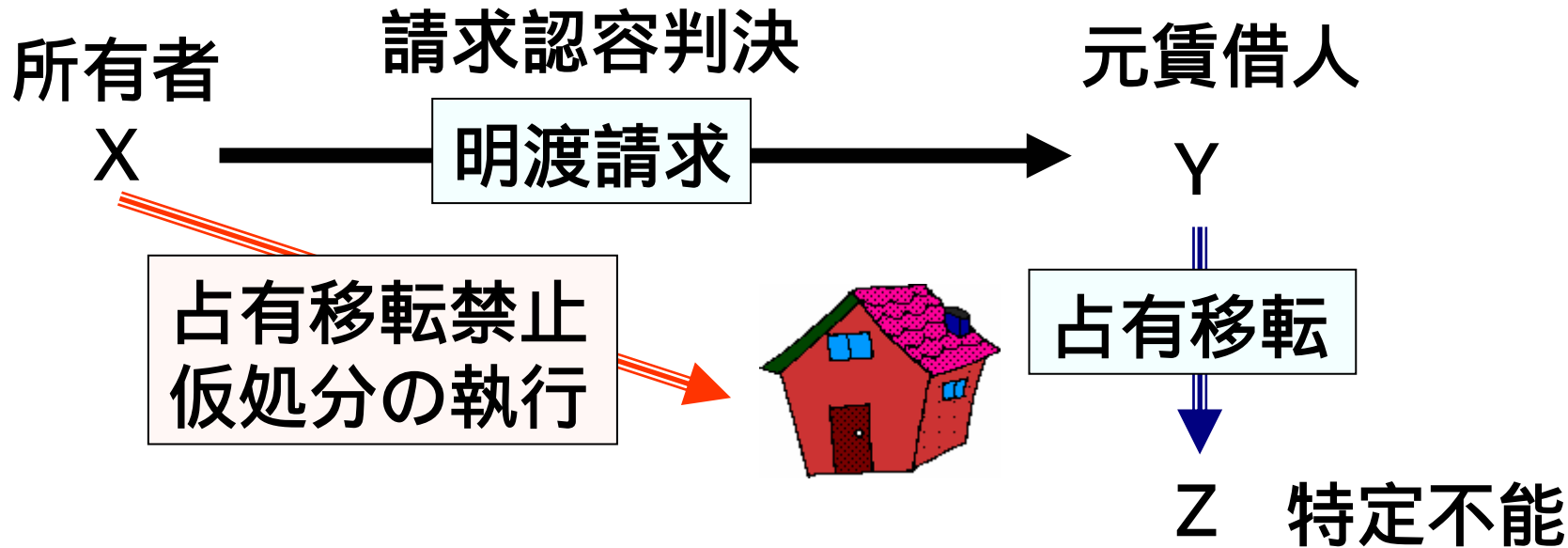
占有者（氏名
住所不明）

占有者未特定の占有移
転禁止仮処分の執行



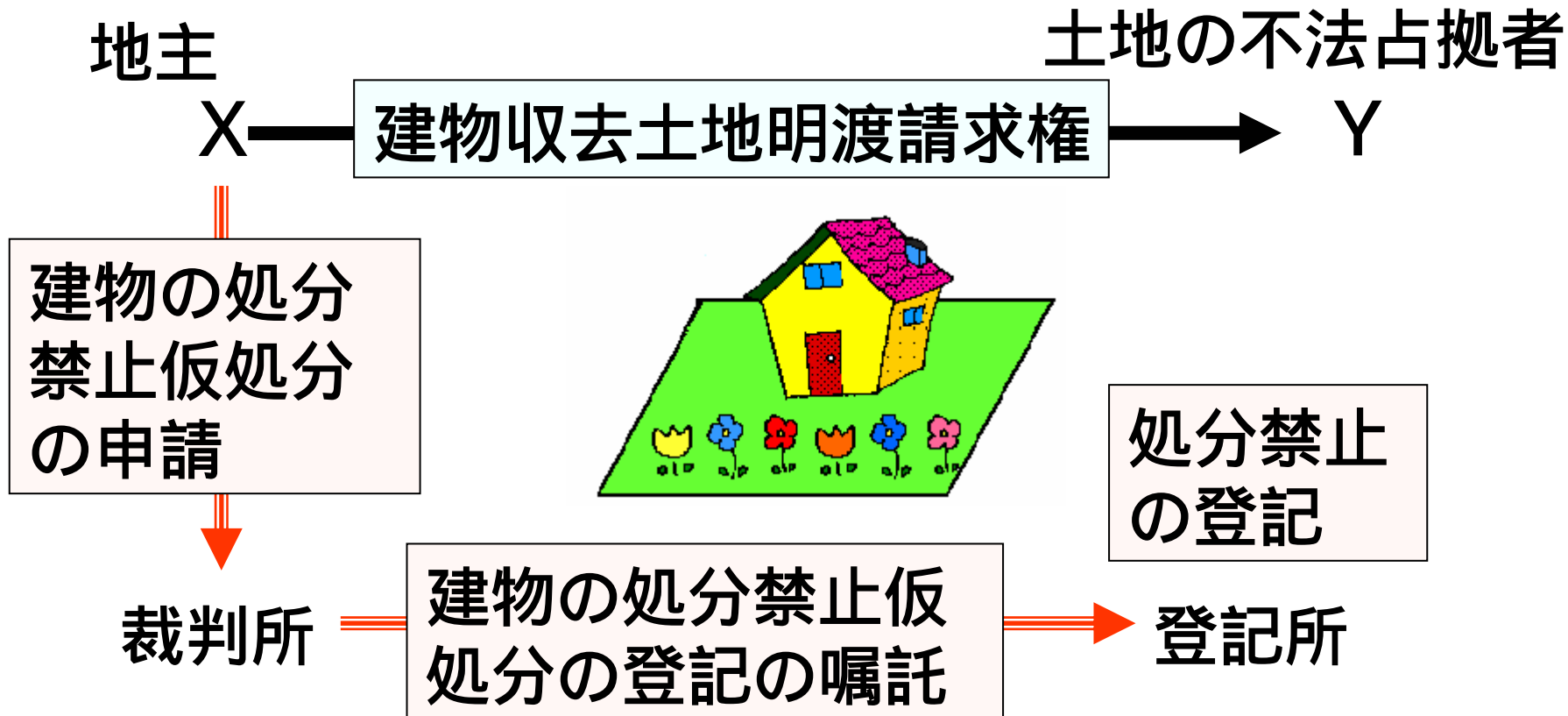
執行官が、占有者を特定するのに足る事項を裁判所に報告する（規則44条の2）。

民執27条3項1号

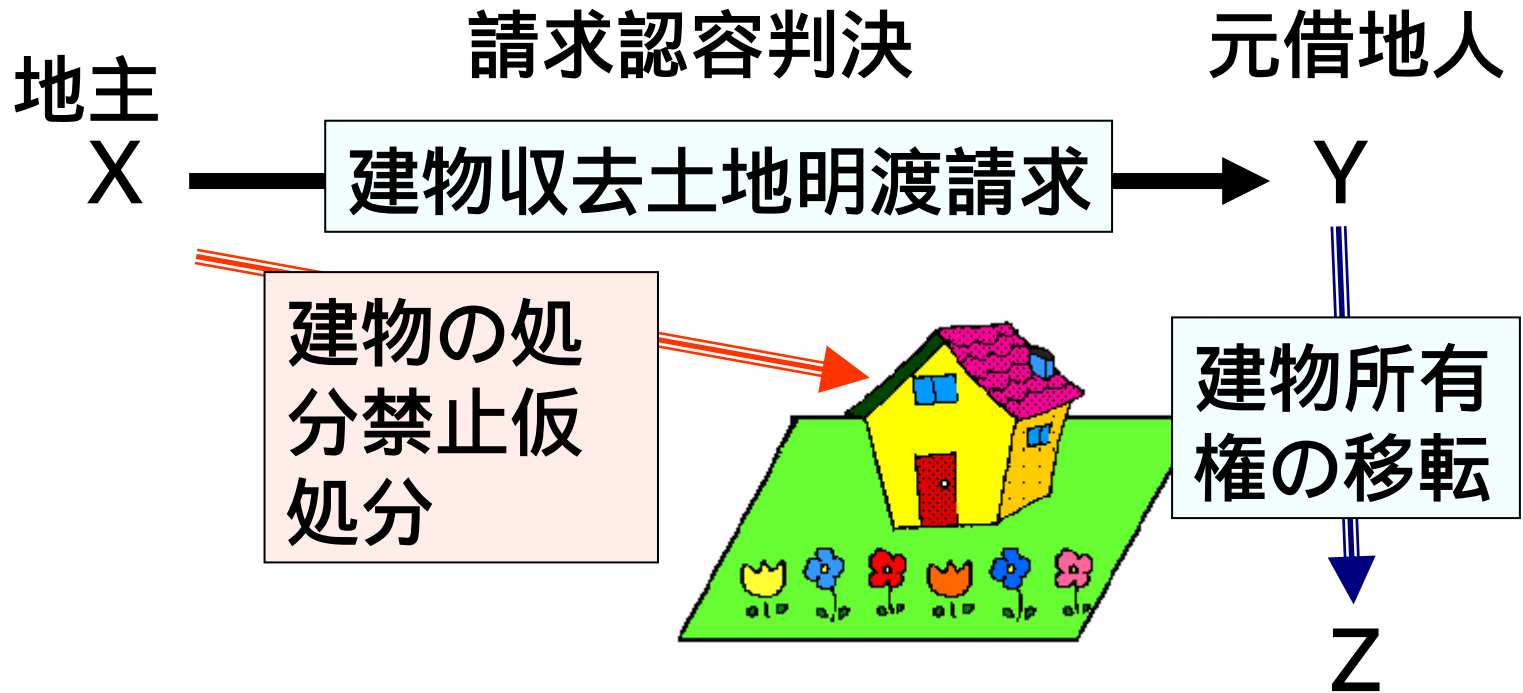


Z（債務者）を特定せずに承継執行文を付与することができる（民執27条3項1号）

建物収去土地明渡請求権を保全するための処分禁止仮処分

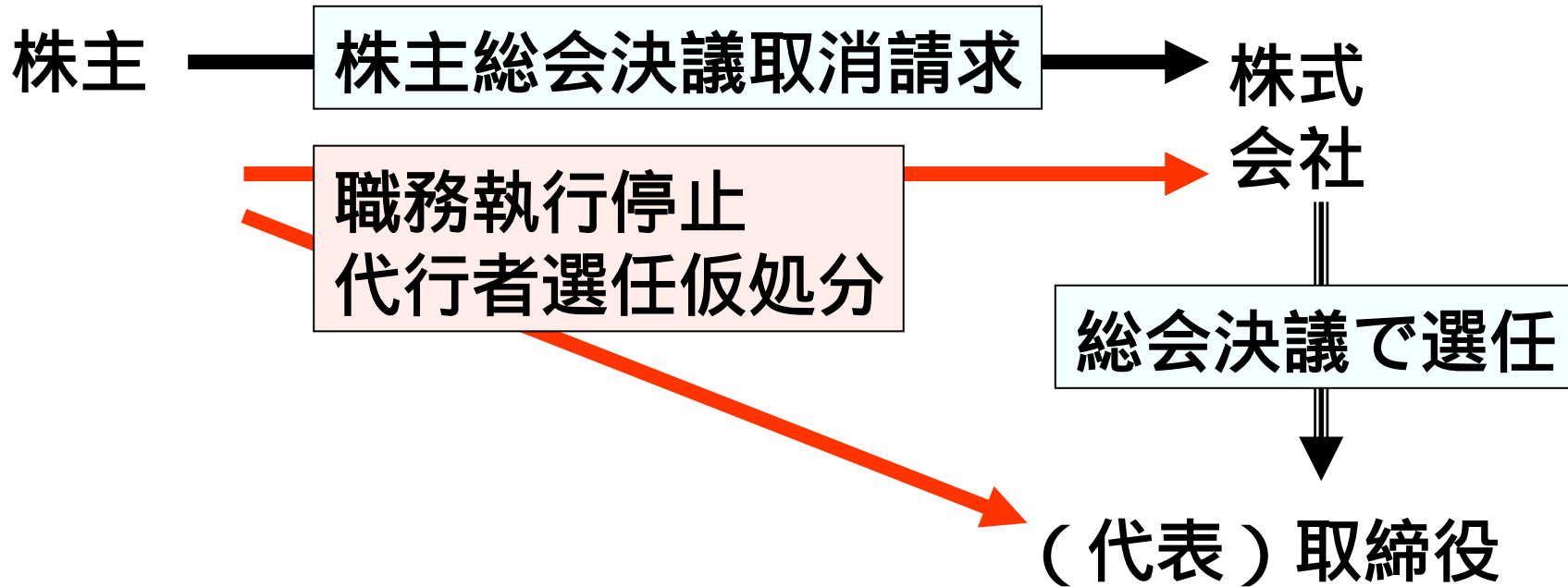


建物収去土地明渡請求権保全のための建物の処分禁止仮処分の効力



Y に対する勝訴判決で Z に対して建物収去土地明渡の強制執行をすることができる (64条)

法人代表者の職務執行停止仮処分



- 本案訴訟は、代行者が追行する。
- 職務を停止された取締役は、共同訴訟的補助参加ができる。

職務執行停止の仮処分の登記

- 第三者に不測の損害を与えないように、登記が必要である。
- 登記が必要な職務の例
 1. 会社の取締役や社員等（会社法917条）
 2. 民法上の法人の理事（民46条3項）

詐害行為取消権のための仮処分と解放金

